

は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含まれる。

(対応する ISIC) 3699 他に分類されない製造業

9 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03、-031 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、「統合大分類 19 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 「新築」: 既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」: 既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」: 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

(対応する ISIC) 4510 用地整備業

4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業

4530 建築設備設置工事業

4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)」: 主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造(RC造)」: 主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄骨造(S造)」: 主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む)。

「コンクリートブロック造(CB造)」: 鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む)。

「その他」: 石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

(対応する ISIC) 4510 用地整備業

4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業

4530 建築設備設置工事業

4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

(対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。
 (品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗
 (注 意 点) 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に同じ。
 (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
 ② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。
 (注 意 点) 住宅についての建設補修の生産額は、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。
 (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業

4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。
 ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
 ② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など
 (品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理
 (注 意 点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68 SNAにおいては、公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93 SNAにおいても同様の取扱いとなっている。)
 ② なお、列部門「4131-01 道路関係公共事業」、「4131-02 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03 農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は列部門「4132-09 その他の土木建設」に分類される。
 (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設
- ③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）。

(対応する ISIC) 4510 用地整備業
4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省・国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設

工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業並びに独立行政法人緑資源機構の行う事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業並びに独立行政法人緑資源機構の行う事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

(対応する ISIC) 0140 農業及び畜産サービス産業（獣産業を除く）
4510 用地整備業
4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(注 意 点) 「4132-01、-011 鉄道軌道建設」、「4132-02、-021 電力施設建設」、「4132-03、-031 電気通信施設建設」及び「4132-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4132-09、-099 その他の土木建設」部門に分類される。

- (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-02	4132-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。
 なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可(500kw 以上)を受けているものだけが本部門に含まれる。

- (品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物
 (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-03	4132-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。
 なお、本部門には、取替補修工事も含める。

- (品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物
 (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-09	4132-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民

間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
 ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
 ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

- (対応する ISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

10 電力・ガス・水道

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-001	事業用電力
5111-02		事業用原子力発電
5111-03		事業用火力発電
		水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 33「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。
 (対応する ISIC) 4010 電気生産・送電・配給業

列コード	行コード	部門名称
5111-04	5111-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 33「電気業」のうち自家発電を範囲とする。ただし、鉱工業部門などにおいて最大出力 1,000kW 以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを主たる目的とし